

*会則の改正

同窓会会則

名称及び所在地

第1条 本会は東京都立園芸高等学校同窓会と呼び、本部を東京都立園芸高等学校内に置く。

第2条 本会は必要に応じて、支部を設けることができる。

*目的

第3条 本会は会員相互の親睦を図り、会員と母校との関係を永遠に維持し、併せて母校発展に寄与することを目的とする。

*事業

第4条 本会は前条の目的を達するために次の事業を行う。

1. 総会の開催
2. 会報「東園」の発行・名簿等の整備
3. 講演会、懇談会等の開催
4. 会員の慶弔慰問
5. 会員の事業に対する誘導助成
6. 母校発展に関する事業
7. その他、必要な事項

*会員

第5条 会員は次の通りに分ける。

1. 通常会員（本会へ入会を承諾した者）
2. 特別会員（母校現・旧教職員）
3. 準会員（本校に在籍した者及びその保護者で、本会の趣旨に賛同し、総会で承認した者）

*役員

第6条 本会に名誉会長及び顧問を置く。

第7条 本会に次の役員を置く。

1. 会長 1名 通常会員中から総会で選出する。
2. 副会長 若干名 会長が推挙して総会で選出する。
3. 役員 8名以内 会長が推挙して総会で選出する。

4. 会 計 2名 会長が推挙して総会で選出する。
5. 監 事 2名 会長が推挙して総会で選出する。
6. 校内委員 若干名 同窓教職員・現教職員から若干名。

第8条 会長は本会を代表し、会務を統理する。

第9条 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は代理する。

第10条 会長は必要に応じ役員会を招集し、本会の重要事項を協議し、会務を掌る。

第11条 監事は会計を監査する。

第12条 校内委員は会務を処理し、必要に応じて校内委員会を開催する。

第13条 役員任期は3か年とし、再任を妨げない。

期の途中で役員が退任した場合、後任者は役員会の承認を得て、前任者の残任期間とする。

*総 会

第14条 総会は定期総会及び臨時総会に分ける。

定期総会は毎年1回開催する。臨時総会は必要に応じ開催する。

第15条 総会の議長は会長がこれに当たる。

第16条 総会の決議は出席者の過半数による。

第17条 定期総会で附議する事項は通常次の通り。

1. 事業報告、決算の承認
2. 事業計画、予算の決議
3. 役員改選
4. 会則改正
5. その他

*会 計

第18条 本会の会費は入会を承諾した者が納入することとする。

第19条 本会の経費は次の収入を充てる。

1. 会費（入会金）
2. 資産から生ずる収入
3. 寄付金
4. 会報「東園」購読料
5. 雑収入

第20条 入会金並びに会費の額及び徴収方法は別に定める。

第21条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日で終わる。

*附 則

第22条 支部規則は本会則に準じて各支部で決める。

第23条 会務執行に関する細則は別に定める。

第24条 会則の改正

1. 本会則の施行は平成10年6月27日からとする。
2. 本会則の施行は平成12年7月15日からとする。
3. 本会則の施行は平成20年5月24日からとする。
4. 本会則の施行は平成24年5月26日からとする。
5. 本会則の施行は令和3年5月15日からとする。

新 旧 対 照 表

条 文	新 会 則	現 行
第5条2	(母校現・旧教職員)	(母校現・職員)
3	準会員(本校に在籍した者及びその保護者で、本会の趣旨に賛同して、総会で承認した者)	準会員(本校に在籍した者で本会の趣旨に賛同し、総会で承認した者)
第6条3	8名以内	6~7名
7	同窓教職員・現教職員から若干名	同窓職員・現職員から若干名
第13条	役員の任期は3か年とし、再任を妨げない。 期の途中で役員が退任した場合、後任者は役員会の承認を得て、前任者の残任期間とする。	役員の任期は3か年とし、再任を妨げない。